江戸川区 宇喜田小学校 P T A 会則

第一章 名称および事務所

第1条 この会は、江戸川区立宇喜田小学校PTAと称し、事務所を同校におく。

第二章 目的および活動

- 第2条 この会は、保護者と教職員が互いに協力しあい、家庭・学校・地域社会において 児童の健全な成長と幸福をはかることを目的とする。
- 第3条 この会は、前条の目的を遂げるため、次の活動をする。
 - 1. 家庭・学校・地域社会との連携を密にし、児童の生活環境の向上に努める。
 - 2. 会員相互が共に学び合い、理解を深めるための必要な活動を行う。

第三章 方 針

- 第4条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って行動する。
 - 1. 特定の政党や宗教を支持したり、営利的な行動をしたりしない。
 - 2. 児童の幸福のために活動する他の団体と十分協力する。
 - 3. 他のいかなる団体や個人の支配、統制、干渉を受けない。

第四章 会員および会費

- 第5条 この会の会員は、次の通りとする。
 - 1. 本会の会員は、本校在籍児童の父母またはそれにかわる者と本校在籍職員とする。
 - 2. 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守し、本会が取得・保持する会員の氏名、電話番号等の個人情報については、役員会において、適正に運用管理を行うものとする。

個人情報の取得、管理、第三者又は会員本人に対する個人情報の開示の方法等に 関わる細則については、運営委員会においてこれを定める。

- 第6条 この会の会員は一世帯当たり、月額300円の会費を納めるものとする。
- 第7条 会員は、すべて平等の義務と権利を有する。

第五章 会 計

- 第8条 この会の経費は、会費およびその他の収入をもってあてるものとする。
- 第9条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第10条 決算書および予算案は、運営委員会において作成し、総会1週間前に配布し、 総会の承認を得るものとする。ただし、卒業学年については、報告書にかえる。

第六章 役員および会計監査

- 第11条 この会の役員・会計監査・相談役は次の通りとする。
 - 1. 役員
 - (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 2名以上(内1名は、教職員とする。)
 - (3) 書 記 2名以上(内1名は、教職員とする。)
 - (4) 会 計 2名以上(内1名は、教職員とする。)
 - 2. 会計監査 2名以上(内1名は、教職員とする。)
 - 3. 相談役

- 第12条 役員および会計監査の任期は1年とし、再任を妨げない。 役員を2年継続した者は、別に定める「役員免除規定」に基づくものとする。
- 第13条 役員および会計監査の基本的任務は、次の通りとする。
 - 1. 会長は、会を代表し、総会、役員会および運営委員会を招集し、会務を統括する。
 - 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時は、その職務を代行する。
 - 3. 書記は、諸会議の議事ならびにこの会の活動に関する記録を保管し、日常会務の処理にあたる。
 - 4. 会計は、予算に基づいて会計事務を処理し、監査を経て決算報告を行う。
 - 5. 会計監査は、その年度の会計を監査し、その結果を総会で報告する。
- 第14条 この会には、相談役をおくことができる。相談役は、会長の任にあったものとし、 役員会で推薦するものとする。
- 第15条 役員および会計監査の選出は、別に定める「役員・会計監査選出規定」に基づいて 行う。

第七章 組 織

- 第16条 この会には、次の機関をおく。
 - 1. 総会
 - 2. 役員会
 - 3. 運営委員会
 - 4. 学級会

第八章 総 会

- 第17条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。
 - 1. 総会は、定期総会と臨時総会とし、臨時総会は、会員の要望があり、運営委委員会が必要と認めた時開催する。
- 第18条 定期総会では、次の事項を行う。
 - 1. 役員・会計監査・相談役の承認および就任。
 - 2. 前年度の活動および決算報告書の審議・承認。
 - 3. 新年度の活動計画および予算の審議・決定。
 - 4. その他。
- 第19条 総会は、会員(世帯単位)の二分の一以上の出席(委任状を含む)をもって成立 する。
- 第20条 議事は出席者の過半数の同意を必要とする。賛否同数のときは、議長がこれを決定する。
- 第21条 総会の議長1名、副議長1名、書記1名は出席者の中から選ぶ。

第九章 役員会

- 第22条 役員会は、役員および会計監査をもって構成され、必要に応じて開催すること ができる。
- 第23条 役員会は、必要に応じて関係の各委員長の出席を求めることができる。

第十章 運営委員会

- 第24条 運営委員会は、この会の運営機関で、役員・会計監査、各委員会の委員長・ 副委員長で構成され、会長が招集する。
- 第25条 運営委員会は、総会の決定に基づき、会の運営に必要な事項について審議し、処理 する。
- 第26条 運営委員会は、適宜開催することとする。

第十一章 学級会

- 第27条 学級会は、この会の活動の基礎となるものであり、会の運営に関し、全会員の 意見、要望を反映させるための場とする。
- 第28条 学級会は、学級の全会員によって構成され、学級委員5名を選ぶ。
- 第29条 学級委員は、話し合い等により、学年委員2名、広報委員、校外委員、成人委員 各1名を決める。各学年委員より学年代表を1名決める。
- 第30条 学級会は、学級委員の招集のもと、必要に応じて開くことができる。

第十二章 委員会

- 第31条 次の委員会を、この会の活動を進めるためにおく。
 - 1. 学年委員会
 - 2. 広報委員会
 - 3. 校外委員会
 - 4. 成人委員会
 - 5. その他運営委員会が必要と認めた委員会
- 第32条 各委員会の委員の構成は、次の通りとする。
 - 1. 学年委員会 各学級2名・教職員
 - 2. 広報委員会 各学級1名·教職員
 - 3. 校外委員会 各学級1名·教職員
 - 4. 成人委員会 各学級1名·教職員
- 第33条 各委員会は、互選により委員長・副委員長を次の通り選出する。
 - 1. 学年委員会 各学年代表より委員長1名、副委員長1名を選出する。
 - 2. 広報・校外・成人委員会 委員長1名、副委員長1 名を選出する。
- 第34条 各委員会は、会の目的を達成するために、次のような活動を行う。
 - 1. 学年委員会 各学級・学年・全学年にかかわる活動の計画・運営・推進を図る。
 - 2. 広報委員会 PTA広報誌を発行し、PTAの活動について会員の理解・認識を 深める。
 - 3. 校外委員会 児童の校外生活の安全と充実を図る。
 - 4. 成人委員会 会員の教養を高めるための行事を計画し行う。文化・スポーツ等の サークル活動の計画・運営を図る
- 第35条 各委員会は、原則として月1回開く。ただし、必要に応じて臨時に開くことが できる。

第十三章 付 則

- 第36条 役員・会計監査その他各委員に欠損が生じた場合は、必要に応じて、これを補充 することとし、任期は前任者の残任期間とする。
- 第37条 前項の役員の補充については運営委員会において、委員については学級会で選ぶ こととする。
- 第38条 この会則の改訂は、総会において出席者の過半数の賛成を必要とする。
- 第39条 この会の運営について必要な細則は運営委員会で定めることができる。 ただし、この場合は、次期の総会で報告し承認を得るものとする。
- 第40条 本規約におけるすべての会議は公開とする。
- 第41条 この会の会費の徴収は4月から翌年3月までとする。 会費納入は、6月17日に指定の金融機関へ12か月分を一括で納入することとし、 口座設定の手続きをもって加入手続きに代える。 ただし、次の者はこの限りではない。
 - 1. 転入世帯は転入月より3月までの在籍月数で計算し、指定された月に一括で納入することにより加入手続きに代える。
 - 2. 転出世帯は4月より転出月までの在籍月数で計算し、残金があれば現金にて返金することにより退会手続きに代える。
- 第42条 この会則は、平成17年3月5日総会の承認後実施する。
 - この会則は、平成24年5月8日改正 平成25年4月1日より実施する。 (第41条)
 - この会則は、平成29年3月4日改正 平成29年4月1日より実施する。 (第12条及び細則3)
 - この会則は、平成30年5月16日改正 平成31年4月1日より実施する。 (第24条)
 - この会則は、平成31年3月2日改正 平成31年4月1日より実施する。 (第5条、第11条、第17条、第26条、第42条、及び第43条)
 - この会則は、令和3年5月7日承認後に改正、実施する。
 - (第11条、第14条、第18条、及び第42条)
- 第43条 慶弔規定は、別に定める。

細 則 1 江戸川区立宇喜田小学校PTA役員・会計監査選出規定

会則第15条 「役員および会計監査の選出規定」の細則は、次の通りとする。

- 1. 役員候補者推薦委員会を11月末までに設ける。
- 2. 役員候補者推薦委員会の構成を次の通りとする。

学年委員会より 6名(各学年1名ずつ。ただし運営委員は除く。)

1名(互選。ただし、運営委員は除く。)

各委員会より

退任役員 若干名 教職員 若干名

- 3. 役員候補者推薦委員会の招集は、第1回PTA会長、第2回以降はこの会の 委員長が招集する。
- 4. 役員候補者推薦委員会は互選により委員長1名、副委員長1名を選ぶ。
- 5. 役員候補者推薦委員会は役員候補者本人の同意を得て、役員・会計監査に推薦し、全員に知らせる。
- 6. 役員候補者推薦委員会は、総会において役員・会計監査を推挙し承認を得る。
- 7. 役員候補者推薦委員会が、役員の候補者になった場合は、同委員会の資格を失い その選出母体から補充する。

細 則 2 慶弔規定

会則第43条

1. 本会の慶弔規定は、本会の会員または、本会が必要と認めた者を対象として下記の表を原則として行ない、花環もしくは生花とともに下記金額を贈る。 ※原則として会員の申し出によるものとする。

	死亡		病気見舞金 (入院2週間	火災	祝金
	本 人	配偶者	以上)	見舞金	V
保護者	10,000円	10,000円	5,000円	5,000円	
学校職員 (PTA会員で あること)	10,000円	10,000円	5,000円	5,000円	結婚10,000円 出産 5,000円 退職 5,000円
児 童	10,000円		5,000円		
O B 会長 自治会会長	10,000円	5,000円			

- 2. その他、特別な場合は、役員会の議を経て決定する。
- 3. 役員退任のときは、記念品を贈る。

細 則 3 役員免除規定

会則第12条

役員を継続して2年務めた者は、以下の免除を受けられるものとする。 ただし、希望する場合や再任などの場合はそれを妨げない。

- ・学級委員の活動において、委員選抜時これを免除する。
- ・卒業対策委員会発足時の選抜においてこれを免除する。

細 則 4 宇喜田小学校PTA個人情報取扱規定

第1条(目的)

この細則は、宇喜田小学校PTA(以下「本会」という。)が取得・保有する個人情報の適正な 取扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する権利・利益 を保護することを目的とする。

第2条(指針)

本会は、個人情報に関する法令等を遵守して、個人情報の運用管理を行い、活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第3条(周知)

本会において取得・保有する個人情報の取扱方法については、総会資料、通知又はホームページなどへの掲載など適宜の方法により会員に周知するものとする。

第4条(利用目的)

本会では、個人情報を次の目的に利用する。

- (1)会費の徴収に関する事務
- (2)本会の事業に関する文書等の送付その他会員に対する連絡
- (3)本会役員・常置委員・会員名簿等の作成
- (4) 役員・委員経験の集計管理の事務

第5条(個人情報の取得)

本会が取り扱う個人情報及びその利用の同意については、PTA会長宛に書面で提出された 次の事項とする。

- (1)氏名
- (2)電話番号
- (3)メールアドレス
- (4)住所
- (5)その他必要とするもので同意を得た事項

第6条(同意の取り消し)

会員は、個人情報の取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の事項について、その同意を取り消すことができる。

不本意の申し出があった場合、本会は、直ちに該当する個人情報を廃棄又は削除しなければならない。ただし、名簿等として既に配布している個人情報については、削除する旨の連絡をすることで足りる。

第7条(管理)

本会が取得した個人情報は、会長が適正に管理する。

個人情報が不要になったときは、適正かつ速やかに廃棄する。

第8条(保管)

本会が保有する個人情報及び個人情報データベースは、記録した媒体(紙媒体及び電磁的記録 媒体)を施錠したキャビネットにしまうなど厳重に保管し、電子データについては、ファイル にパスワードをかけるなど適正な状態で保管する。

第9条(第三者提供の制限)

本会は、次に掲げる場合を除き、予め本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行するに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第10条(第三者提供に係る記録の作成)

個人除情報を第三者に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。但し、前 条1号ないし4号の場合を除く。

- (1) 第三者の氏名又は名称及び住所
- (2) 提供年月日
- (3)提供する対象者の氏名
- (4)提供する情報の項目
- (5)対象者の同意を得ている旨

第11条(第三者から提供を受ける際の確認等)

第三者から個人情報の提供をうけるときは、次の項目について記録を作成し保持する。但 し、宇喜田小学校から提供を受けるときは除く。

- (1) 第三者の氏名又は名称及び住所
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3)提供を受ける対象者の氏名
- (4)提供を受ける情報の項目
- (5)対象者の同意を得ている旨

第12条(秘密保持義務)

本会会員は、職務上知ることができた個人情報をみだりに人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その地位を退いた後も同様とする。

第13条(情報開示等)

本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除、訂正等を求められたときは、法令に従いこれに応じる。

第14条(漏えい時の対応)

本会会員は、その保有する個人情報又は個人情報データベースが漏えいしたおそれがある場合は、直ちに本会役員に報告しなければならない。

第15条(苦情の処理)

本会は、個人情報の取扱に関する苦情の適正かつ迅速な処理に努めなければならない。

附則

本細則は、平成31年4月1日より施行する。

本細則は、運営委員会の決議により修正することができる

宇喜田小学校PTAサークル規約

第1章 総則

第1条(名称)

宇喜田小学校PTAサークル(以下、サークルと記す)とする。

第2条(目的)

宇喜田小学校PTA会員の相互の理解・親睦を深めることで、児童の健全な成長と幸福を はかることを目的とする。

第3条(設立)

設立は、別に定める「宇喜田小PTAサークル新規設立要綱」に従って行う。

第2章 参加者

第4条(参加資格)

宇喜田小学校PTA会員、またはOB・OG会員とする。

第5条 (参加申込)

サークルへの参加受付は通年随時とし、サークル代表者の受理にて成立する。

第6条(募集)

募集は各サークルにて行う。募集を行う際は、PTA本部へ事前に連絡をする。

第3章 組織

第7条(サークル代表者)

サークル代表者を1名設置し、PTAとの連絡はこの代表者を通して行うものとする。代表者は在校生の保護者から選出すること。

第8条(サークル代表者連絡会)

- 1. サークル代表者連絡会はサークル代表者、成人委員会およびPTA本部役員をもって構成され、サークルとPTAの連絡を行うために設置する。
- 2. サークル代表者連絡会はPTA本部が招集し、原則として年2回開く。ただし必要に応じて臨時に開くことができる。

第4章 活動

第9条 (運営)

活動は年間を通して継続的に行い、宇喜田小学校PTAの行事、活動への参加要請があれば積極的に協力すること。

また、1年間の活動報告をPTA総会にて行うものとする。

第10条 (構成人数)

PTA会員を2名以上とする。OB・OG会員の人数は問わない。

第11条 (サークルの継続)

活動は4月から翌年3月の1年を単位とし、年度初めにサークル会員名簿をPTA本部に提出し活動の継続を申請すること。

第12条(サークル支援金)

- 1. 活動の継続が承認されたサークルには、活動支援金として年間1万円を支給する。
- 2. その他支援金が必要な場合は、サークルよりPTA本部に申請の後、役員会および運営委員会の承認を経て支給を決定する。

第13条 (活動の停止・解散)

活動の停止または解散する場合は、速やかにPTA本部まで報告する。

第14条(同好会)

サークル設立時の新設条件を満たすまでの期間、または既存サークルが第10条の条件を満たさない場合、同好会として活動をすることができる。

同好会は第10条、第12条を除く規約の範囲での活動を行えるものとする。

第15条 (その他)

その他定めのない事項は、サークルよりPTA本部に申請の後、役員会および運営委員会の承認を経て決定する。

平成25年5月8日施行

第3条細則:宇喜田小PTAサークル新規設立要綱

宇喜田小学校PTAサークルを新規設立するにあたっては、以下の基準を満たすことを必要とする。

【新設基準】

1. 構成人数

現PTA会員は5名以上。 OB・OG会員の数は問わない。

2. 活動回数

月2回以上

3. 代表者

代表者を1名たてる。

PTAとの連絡は、必ずこの代表者を通す。

4. 手順

- 1)「PTAサークル新規設立申請書」をPTA本部に提出する。
- 2) その後、同好会として6か月以上活動する。
- 3) 毎月、活動報告書を提出する。
- 4) 報告された活動状況をもとに、役員会および運営委員会にて承認か否かの決定。